

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

岩国市立美和病院	名
	称
岩国市美和町渋前一三八三番地一	所 在 地
令和七年七月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

							新生会訪問歯科クリニック	名 称
							山陽小野田市大字小野田四二一六―ニメゾン竜王A一〇一	所 在 地
							令和七年八月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

							いぶき薬局	クローバー薬局 下関店	名 称
							山口市宮野下九三四番地一〇	下関市富任町一―六―一	所 在 地
							〃	令和 七年 八月 一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]